

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成26年9月5日

【四半期会計期間】 第31期第2四半期(自 平成26年5月1日 至 平成26年7月31日)

【会社名】 株式会社ACCESS

【英訳名】 ACCESS CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 兼 最高経営責任者(CEO) 室伏 伸哉

【本店の所在の場所】 東京都千代田区猿楽町二丁目8番8号

【電話番号】 043 - 212 - 2111

【事務連絡者氏名】 社長室長兼管理グループ長 阿草 明子

【最寄りの連絡場所】 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目10番2号

【電話番号】 043 - 212 - 2111

【事務連絡者氏名】 社長室長兼管理グループ長 阿草 明子

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第30期 第2四半期 連結累計期間	第31期 第2四半期 連結累計期間	第30期
会計期間		自 平成25年2月1日 至 平成25年7月31日	自 平成26年2月1日 至 平成26年7月31日	自 平成25年2月1日 至 平成26年1月31日
売上高	(千円)	5,640,221	3,164,001	10,922,526
経常利益(損失)	(千円)	736,734	539,883	932,718
四半期(当期)純利益(純損失)	(千円)	550,685	646,966	193,760
四半期包括利益又は包括利益	(千円)	899,850	788,060	927,187
純資産額	(千円)	33,101,377	32,361,543	33,147,758
総資産額	(千円)	35,467,046	34,408,541	35,490,075
1株当たり四半期(当期) 純利益金額(純損失金額)	(円)	14.30	16.80	5.03
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額	(円)	14.24		5.01
自己資本比率	(%)	92.0	92.6	92.0
営業活動による キャッシュ・フロー	(千円)	1,561,039	659,340	825,969
投資活動による キャッシュ・フロー	(千円)	346,211	95,484	267,094
財務活動による キャッシュ・フロー	(千円)	118	186	167
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高	(千円)	23,708,512	23,783,531	23,306,162

回次		第30期 第2四半期 連結会計期間	第31期 第2四半期 連結会計期間
会計期間		自 平成25年5月1日 至 平成25年7月31日	自 平成26年5月1日 至 平成26年7月31日
1株当たり四半期純損失金額 ()	(円)	11.23	6.40

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 当社は、平成25年8月1日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり四半期(当期)純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額を算定しております。
4. 第31期第2四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績の状況

当第2四半期連結累計期間（平成26年2月1日～7月31日）の当社グループを取りまく環境としましては、国内経済におきましては、雇用環境の改善等を背景に景気の改善傾向が続き、消費税増税後の駆け込み需要の反動減が一部に見られたものの、全体としては底堅く推移しました。一方、世界経済におきましては、欧米等の先進国では概ね持ち直しに転じ、新興国でも底入れの兆しがみられるものの、地政学リスク等の不安定要素が存在しています。

このような環境の下、当社グループは次のような取り組みを展開いたしました。

ソフトウェア事業（国内）

携帯電話端末及び情報家電の関連分野において、既存製品の高い収益性を維持しつつ、新規事業の開拓に注力いたしました。

特に、新規分野への取り組みとしましては、O2O（Online to Offline）サービスをはじめとして幅広い分野への応用が期待される次世代マーケティングソリューション「ACCESSTM Beacon Framework（ABF）」の拡販及び機能拡張に引き続き注力しております。具体的な取り組みとして、株式会社博報堂（本社：東京都）が提供する企業顧客向け新広告配信ソリューション「ACTIVATION-ADTM」や、大手アパレルメーカーである株式会社ナノ・ユニバース（本社：東京都）が展開する、オンラインと実店舗が連動したO2OソリューションにABFが採用されました。

また、従来までの製品ラインナップに加え、新たに温湿度センサー、加速度センサー、単三電池がそれぞれ搭載された3種類のBeaconを開発し、提供開始いたしました。当社グループは、今後、これらの製品提供を通じ、農業・園芸や物流、工業・建設といった分野でもM2M（Machine to Machine）技術の応用展開を推進してまいります。

ソフトウェア事業（国内）	前第2四半期 連結累計期間	当第2四半期 連結累計期間	前年同四半期比
外部顧客への売上高	2,995百万円	1,184百万円	60.5%
セグメント損益	1,305百万円	333百万円	74.4%

ソフトウェア事業（海外）

海外市場における携帯電話端末及び情報家電の関連分野へ向け先進ソリューションの提供を行っております。

情報家電関連の取り組みとしましては、主に欧米市場向けに、様々な情報家電や端末間でコンテンツやサービスがシームレスかつセキュアに連携するマルチスクリーン向けHTML5及びDLNA関連の先進ソリューションの開発・展開を推進しております。具体的な取り組みとして、IPTV関連機器及びソリューションをグローバルに提供するAmino Communications（本社：英国）や、北欧を中心にハードウェアからソフトウェア、サービスまで幅広いICTソリューションを提供するAnvia（本社：フィンランド）のセットトップボックスに当社グループの製品が採用されました。また、有料テレビ放送事業者向けに、あらゆるスマートデバイス上でセキュアなコンテンツ同期サービスを実現するマルチスクリーンソリューション「ACCESS Twine」を開発し、提供開始いたしました。

ソフトウェア事業（海外）	前第2四半期 連結累計期間	当第2四半期 連結累計期間	前年同四半期比
外部顧客への売上高	895百万円	730百万円	18.4%
セグメント損益	162百万円	252百万円	

ネットワークソフト事業

当社の米国子会社アイピー・インフュージョン・インクが開発したネットワーク機器向け基盤ソフトウェア・プラットフォーム「ZebOS[®]」の開発・拡販を中核事業として推進しております。また、ネットワーク仮想化への取り組みとして、次世代クラウド基盤技術であるSDN (Software Defined Network) ソリューションをはじめ、SDN対応スイッチ製品「AEROZ[™]」やネットワーク機能仮想化技術であるNFV (Network Function Virtualization) ソリューション等の開発・拡販を推進しております。

「ZebOS[®]」の拡販に向けた取り組みといたしましては、帯域スケーリングやネットワーク拡張性、冗長性等を大幅に強化した次世代ネットワークプラットフォーム「ZebOS-XP[®] Release 1.1」を開発・提供開始いたしました。また、ネットワーク仮想化ソリューションにつきましては、日本電信電話株式会社（本社：東京都）を中心として開発されたSDN対応ソフトウェアスイッチ「Lagopus」のオープン化に際し、株式会社ストラトスフィア（当社関連会社）が、本スイッチの実装や導入を支援するプロフェッショナルサービスの提供を開始したほか、NFV技術をベースにした仮想ネットワークプラットフォーム「VirNOS[™]（ヴァーノス）」を開発・提供開始いたしました。当社グループは、本ソリューションの提供を通じ、コスト効率に優れたサービス展開と管理手段を通信事業者に提供してまいります。

ネットワークソフト事業	前第2四半期 連結累計期間	当第2四半期 連結累計期間	前年同四半期比
外部顧客への売上高	1,464百万円	817百万円	44.2%
セグメント損益	198百万円	343百万円	

フロントエンド事業

スマートデバイスの急速な市場浸透を踏まえ、各種サービス事業者やエンドユーザーに対し新たなサービスを実現するためのソリューションを提供しております。特に、注力分野である電子書籍関連事業ではEPUB3.0対応の電子出版プラットフォーム「PUBLUS[™]（パプラス）」シリーズを提供し、出版分野に続いて教育分野への事業展開に取り組んでおります。

また、新規事業への取り組みとして、企業のコミュニケーションの迅速化、活性化、低コスト化を支援するクラウド連携サービスシリーズ「JINSOKU.biz[™]（ジンソクドットビズ）」の提供を開始いたしました。現在、「JINSOKU.biz[™]」シリーズとして、ドキュメント共有・活用サービス「DocDrive[™]（ドックドライブ）」、Web会議サービス「Room[™]（ルーム）」、チャットサービス「Linkit[™]（リンクィット）」の3サービスを提供しておりますが、今後も継続的にラインナップの充実を図ってまいります。

なお、本事業セグメントにおける具体的な営業成果として、株式会社ビューン（本社：東京都）の電子雑誌読み放題アプリ「ビューン」の新サービス「ビューンおトク読み」や、株式会社医学書院（本社：東京都）の電子教科書サービス「医学書院eテキスト」に当社サービスが採用されました。

フロントエンド事業	前第2四半期 連結累計期間	当第2四半期 連結累計期間	前年同四半期比
外部顧客への売上高	284百万円	431百万円	51.8%
セグメント損益	328百万円	277百万円	

以上の結果、当第2四半期連結累計期間における連結業績は、売上高31億64百万円（前年同四半期比43.9%減）、経常損失5億39百万円（前第2四半期連結累計期間は経常利益7億36百万円）、四半期純損失6億46百万円（前第2四半期連結累計期間は四半期純利益5億50百万円）となりました。

(2) 財政状態の分析

資産、負債及び純資産の状況

当第2四半期連結会計期間末の総資産は、現金及び預金が増加したものの、受取手形及び売掛金が減少したこと等により、前連結会計年度末に比べ10億81百万円減少して344億8百万円となりました。

負債は、買掛金が減少したこと等により、前連結会計年度末に比べ2億95百万円減少して20億46百万円となりました。

純資産は、四半期純損失6億46百万円を計上したことに加え、為替換算調整勘定が減少したこと等により、前連結会計年度末に比べ7億86百万円減少して323億61百万円となりました。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結累計期間における現金及び現金同等物（以下「資金」という）の残高は、前連結会計年度末に比べて4億77百万円増加し、237億83百万円となりました。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当第2四半期連結累計期間における営業活動による資金は6億59百万円の増加（前第2四半期連結累計期間は15億61百万円の増加）となりました。その主な要因は、税金等調整前当期純損失5億71百万円を計上した一方で、減価償却費1億63百万円を計上したこと及び売上債権が16億27百万円減少（資金の純収入）したこととあります。前第2四半期連結累計期間との比較では、売上債権の減少による資金の純収入が増加した一方で、前第2四半期連結累計期間では税金等調整前当期純利益6億96百万円を計上したことに対し、当第2四半期連結累計期間では税金等調整前当期純損失5億71百万円を計上したこと等により営業活動によるキャッシュ・フローが減少いたしました。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当第2四半期連結累計期間における投資活動による資金は95百万円の減少（前第2四半期連結累計期間は3億46百万円の減少）となりました。その主な要因は、定期預金の払戻による収入が6億14百万円であった一方で、定期預金の預入による支出が4億87百万円、無形固定資産の取得による支出が1億68百万円、投資有価証券の取得による支出が30百万円であったこととあります。前第2四半期連結累計期間との比較では、定期預金の払戻による収入が増加し、定期預金の預入による支出が減少しました。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当第2四半期連結累計期間における財務活動による資金は186千円の減少（前第2四半期連結累計期間は118千円の減少）となりました。その要因は、配当金の支払額が186千円であったこととあります。前第2四半期連結累計期間との比較では、配当金の支払による支出が増加しました。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結累計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

また、会社の支配に関する基本方針は以下に定めるとおりであります。

なお、買収防衛策については、当社は、平成25年3月12日に開催された取締役会において、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株式の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株式の買付行為（いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除きます。以下、このような買付行為を「大規模買付行為」、大規模買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）に関する対応方針の一部を改定（以下、改定後の対応方針を「本プラン」といいます。）の上、継続することを決定致しました。本プランは、平成25年4月17日に開催の当社第29回定時株主総会において、株主の皆様のご承認をいただいております。本方針の詳細につきましては、インターネットの当社ホームページ（下記URL）に掲載しております。

http://jp.access-company.com/files/2013/03/n130312_04.pdf

1) 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、自ら生み出した技術で社会（産業・文化）を変革させ、社会に貢献し責任を果たすことを経営理念としており、設立以来、組み込みソフトウェアの分野を中心に様々なソフトウェアを提供してまいりました。また、インターネット時代の到来に先駆け、全ての機器をネットに繋ぐことをビジョンとして、先進的な技術でユビキタス社会の実現をリードしてきました。これらの先進技術を企画・研究・開発し、その成果を製品・技術・サービスとして世に送り出すことで、人々の生活の向上に貢献し、社会的責任を果たすことが当社の使命であると考えております。

これまでの事業活動を通じて、当社は、主要な通信事業者、メーカー及びサービス事業者を含む国内外の数多くの顧客との良好な関係を築いてまいりました。また、昨今の通信ネットワーク及び端末技術の急速な発展に伴い、従来の組み込みソフトウェアの提供に加えて、スマートフォンやタブレット端末等の高機能端末上でクラウドに連携した様々な高付加価値サービスを実現するソリューションを提供する等、事業分野の拡大を加速させております。今後も、さらに幅広い顧客・事業分野に対し当社の製品・技術・サービスを提供していくことが、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることにつながるものと考えております。

これらの状況に鑑み、当社の事業やビジネス・モデルに関する理解が十分でない者による当社に対する大規模な買付行為により、当社の顧客・取引先等を含む重要なステークホルダーとの関係が崩壊し、当社の企業価値・株主共同の利益が毀損されることがないように、当社株式の大規模買付行為に関するルール（以下、「大規模買付ルール」といいます。）を設定し、大規模買付者に対して大規模買付ルールの遵守を求めることとしております。大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合、及び大規模買付行為が当社株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、当社取締役会として一定の措置を講じる方針です。

2) 基本方針の実現に資する具体的な取組み

当社の企業価値は、新規技術ノウハウの蓄積、幅広い顧客・取引先との長期安定的な取引関係の維持・発展、優秀な従業員の確保等、多くの要因によって支えられています。その中でも、当社は、顧客との継続的な取引関係が、当社の企業価値を維持し、向上させる上で特に重要と考えております。そして、このような取引関係を維持するためには、継続的な研究開発投資に基づき顧客に対して新規製品・技術を提供し続けることが重要であり、また、顧客との関係において、当社が過度に特定企業へ取引上の依存度を高めたり、過度に特定企業との資本的な結びつきを深めたりすることを回避し、業界内において中立的な立場を堅持することが期待されております。このような考えの下、当社は、今後も中期的な視点に基づき、当社を取り巻く事業環境・新規技術動向を踏まえつつ、顧客・取引先へ新たな製品・サービスを提供することにより、継続的な取引関係の構築・深耕に努めてまいります。

また、取締役及び監査役制度を中心としてコーポレートガバナンスのより一層の充実を図り、経営の効率性、健全性及び透明性を確保していく所存であります。特に企業の持続的な発展のためには、企業利益の追求と社会的責任を果たすことが重要であると考え、株主の皆様を含めた全てのステークホルダーとの円滑な関係構築を目指し、企業価値・株主共同の利益の確保・向上に努めてまいります。

3) 基本方針に照らして、不適切な者によって当社の財務及び事業の方針が決定されることを防止するための取組み

本プランの目的

上記1)の基本方針に照らして、大規模な買付行為がなされた場合、これに応じるかどうかは、買付けへの応募を通じ、最終的には当社株主の皆様判断に委ねられるべきものであると考えます。しかし、当社の事業やビジネス・モデルに関する理解が十分でない者による当社に対する大規模な買付行為が行われた場合、当社の顧客・取引先等を含む重要なステークホルダーとの関係が崩壊し、当社の企業価値・株主共同の利益が毀損されかねません。そこで、当社は、大規模な買付行為が行われた場合、当該買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであるかどうか、株主の皆様適切にご判断いただき、提案に応じるか否かを決定していただくためには、買付者及び当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供され、検討のための十分な期間が確保されることが不可欠であると考えます。さらに、当社株式を引き続き保有することを考える株主の皆様にとっても、大規模な買付行為が当社に与える影響や、当社の顧客、取引先、従業員その他のステークホルダーとの関係についての方針を含む、買付者の当社経営への参画時における経営方針、事業計画等の内容等の情報は、継続保有を検討する際の重要な判断材料となります。また、当社取締役会が大規模な買付行為に対する意見を開示し、必要に応じて代替案を提示することにより、当該株主の皆様は、双方の方針、意見等を比較考量することで、大規模な買付行為に応じるかどうかを適切に判断することが可能になります。

本プランの内容

当社取締役会は、このような基本的な考え方に立ち、大規模買付行為が行われる場合には、大規模買付者に対し、以下に定める「大規模買付ルール」を遵守していただくこととし、大規模買付者がこれを遵守しない場合、及び大規模買付行為が当社株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、当社取締役会として一定の措置を講じることにしました。

大規模買付ルールの設定

当社取締役会としては、大規模買付者が大規模買付行為を行うに当たって遵守すべき手続である、「大規模買付ルール」を予め提示し、大規模買付行為がかかるルールに従って行われることにより、株主の皆様に対して、大規模買付者による買付提案に応ずるべきか否かを判断するために適切かつ十分な情報並びに期間及び機会をご提供することを確保するとともに、買付提案の検証及び大規模買付者との交渉を行うことを通じて、当社の企業価値及び当社株主共同の利益を確保することが可能となると考えます。この大規模買付ルールとは、

事前に大規模買付者から当社取締役会に対して十分な情報が提供され、当社取締役会による一定の評価期間が経過した後大規模買付行為を開始する、というものです。

大規模買付行為がなされた場合の対応方針

() 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が意向表明書を提出しない場合、大規模買付者が大規模買付ルールに従った十分な情報提供を行わない場合、大規模買付者が取締役会評価期間の経過前に大規模買付行為を開始する場合、株主意思確認手続を経る場合に当該手続の完了前に大規模買付行為を開始する場合、その他大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合には、当社取締役会は、当社株主共同の利益の保護を目的として、独立委員会の意見を最大限尊重した上で、株主意思確認手続を経ることなく、新株予約権の無償割当て等、会社法その他の法律及び当社定款が取締役会の権限として認める措置をとり、大規模買付行為に対抗することがあります。

() 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付ルールは、当社の経営に影響力を持ち得る規模の当社株式の買付行為について、当社株主共同の利益を保護するという観点から、株主の皆様に対し、このような買付行為を受け入れるかどうかの判断のために必要な情報や、現に経営を担っている当社取締役会の評価意見を提供し、さらには、代替案の提示を受ける機会を保障することを目的とするものです。大規模買付ルールが遵守されている場合、大規模買付行為に応じるかどうか又は対抗措置を発動するかどうかについては、大規模買付情報や当社が提示する大規模買付行為に対する意見、代替案等をご検討の上、当社株主の皆様においてご判断いただくこととしております。

しかしながら、例外的に、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守していても、当社取締役会において、弁護士、財務アドバイザーなどの外部専門家の意見も参考にし、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、大規模買付行為が当社株主共同の利益を著しく損なう場合であると判断したときには、適時適切な開示を行った上、()で述べた大規模買付行為に対する対抗措置をとることがあります。

() 対抗措置発動後の中止

当社取締役会は、本プランに従い対抗措置をとることを決定した後も、大規模買付者が大規模買付行為を中止した場合や、対抗措置をとる旨の決定の前提となった事実関係等に変動が生じ、当社株主共同の利益を著しく損なわないと判断される場合には、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、対抗措置の発動の中止を決定することがあります。

() 独立委員会の設置及び役割

本プランにおいて、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否か、当社株主共同の利益を著しく損なう場合に該当するかどうか、そして大規模買付行為に対し対抗措置をとるか否か及び発動を中止するかの判断にあたっては、取締役会の判断の客観性、公正性及び合理性を担保するため、当社は、取締役会から独立した組織として、独立委員会を設置し、かかる事項の評価・検討・審議を諮問することとし、当社取締役会はその勧告を最大限尊重するものとします。独立委員会の委員は5名以内とし、当社の経営陣から独立している社外取締役、社外監査役及び社外有識者を対象として選任するものとします。

() 対抗措置の発動又は不発動等についての取締役会の決定

当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限に尊重した上で、対抗措置の発動又は不発動等に関する決議を行うものとします。

() 株主意思確認手続

当社取締役会による本プランに従った対抗措置の発動が決議される場合、原則として株主意思確認総会の開催、又は書面投票により、株主意思を直接確認することといたします。この場合、当社取締役会は、投票基準日を確定するまでに、株主意思確認手続を、以下の) 株主意思確認総会、又は) 書面投票のいずれによって行うのかを決定するものとし、実務上必要とされる日数を勘案した上で、可能な限り速やかに株主意思確認手続を実施します。

) 株主意思確認総会

株主意思確認総会における株主意思の確認は、議決権の書面行使やインターネット上での行使を含めて、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主の皆様の出席があり、その議決権の過半数によって決するものとします。

株主意思確認総会の招集手続及び当該総会における議決権の行使方法は、法令及び当社定款に定める株主総会の手続に準ずるものとします。なお、当社の株主総会は株主意思確認総会を兼ねることができます。

) 書面投票

書面投票による株主意思の確認は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主の皆様の投票があり、その議決権の過半数によって決するものとします。

書面投票による株主意思の確認を行う場合には、議決権を行使することのできる株主の皆様に対して、投票すべき議案(大規模買付者による買付提案及び当該買付提案に対する当社取締役会の見解並びに代替案を添付します。)、投票締切日、その他当社取締役会が定めた事項を記載した投票用紙を投票締切日の3週間前までに株主の皆様へ発送し、投票締切日までに当社に到達した投票用紙を有効票とみなします。

上記の株主意思確認総会又は書面投票において議決権を行使することのできる株主様は、当社取締役会が定めた投票基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主様とします。また、株主意思確認手続の結果については、判明次第速やかに開示するものとします。

当社株主の皆様・投資家の皆様にご与える影響等

対抗措置の発動によって、当社株主の皆様（大規模買付者を除きます。）が経済面や権利面で損失を被るような事態は想定しておりません。当社取締役会が具体的対抗措置をとることを決定した場合には、法令及び金融商品取引所規則に従って、適時適切な開示を行います。対抗措置として考えられるもののうち、新株予約権の無償割当てを行う場合には、当社取締役会で別途定めて公告する基準日における最終の株主名簿に記載された株主に対し、その所有株式数に応じて新株予約権が割り当てられますので、株主の皆様が新株予約権の割当てを受けるためには、当該基準日における最終の株主名簿に記載されている必要があります。また、新株予約権の発行を行う場合には、所定の期間内に申込みをしていただくことも必要となります。さらに、新株予約権を行使して株式を取得するためには、所定の期間内に一定の金額の払込みを完了していただく必要があります。ただし、当社が新株予約権を当社株式と引換えに取得できる旨の取得条項に従い新株予約権の取得を行う場合には、当社取締役会が当該取得の対象とした新株予約権を保有する株主の皆様は、金銭の払込みを要することなく、当社による新株予約権取得の対価として、当社株式の交付を受けることができます。これらの手続の詳細につきましては、実際に新株予約権を発行又は取得することとなった際に、法令及び東京証券取引所規則に基づき別途お知らせいたします。

なお、いったん新株予約権の発行又は無償割当てを決議した場合であっても、当社は、上記（ ）に従い、新株予約権の割当日又は無償割当ての効力発生日までに新株予約権の発行もしくは無償割当てを中止し、又は新株予約権の割当日もしくは無償割当ての効力発生日後新株予約権の行使期間の初日の前日までに新株予約権を無償にて取得する場合があります。これらの場合には、1株当たりの株式の価値の希釈化は生じませんので、当社株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資家の方は、株価の変動により損害を被るおそれがあります。

大規模買付ルールの有効期限

本プランの有効期限は、平成28年1月31日に終了する事業年度に係る定時株主総会の終結時までとします。

なお、当社取締役会は、上記有効期限の満了前であっても、本プランの廃止又は修正を行うことがあります。ただし、第29回定時株主総会において株主の皆様からいただいたご承認の趣旨に反する本プランの修正は行わないこととし、また、本プランの廃止又は修正については、当社取締役会は、独立委員会に諮問の上、その助言・勧告を最大限尊重して行うこととします。また本プランについて廃止又は修正を行った場合、当社取締役会は、速やかに情報開示を行います。

4) 本方針についての取締役会の判断及びその判断に係る理由

当社は、本方針が上記1)に記載の基本方針に沿うものであり、以下の理由から、当社の企業価値・株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

本方針が基本方針に沿うものであること

当社は、本方針において以下の点を明記しており、本方針が上記1)の基本方針に沿って設計されたものであると考えております。

() 大規模買付者が大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供すること、及び当社取締役会の評価期間が経過した後にのみ当該買付行為を開始することを求め、これを遵守しない大規模買付者に対して当社取締役会が対抗措置を講じることがあること。

() 大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうような不適切な大規模買付行為が行われる場合には、それに対して相当の対抗措置を発動することがあること。

本プランが当社の株主共同の利益を損なうものではないこと

本プランは、上記1)に記載の基本方針の考え方並びに平成17年5月27日に経済産業省及び法務省から公表された「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」による三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）、平成20年6月30日に経済産業省に設置された企業価値研究会により公表された「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」及び東京証券取引所有価証券上場規程第440条に定められた買収防衛策導入時の尊重義務（開示の十分性、透明性、流通市場への影響、株主の権利の尊重）に沿って、当社株主の皆様が大量買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や当社取締役会の代替案の提示を受ける機会の提供をルール化しております。これにより、当社株主及び投資家の皆様は適切な投資判断を行うことができますので、本プランが、当社の企業価値・株主共同の利益を損なうものではなく、むしろその利益に資するものと考えます。

本プランが当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

本プランにおいて、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否か、当社株主共同の利益を著しく損なう場合に該当するかどうか、そして大規模買付行為に対し対抗措置をとるか否か及び発動を中止するかの判断にあたっては、取締役会の判断の客観性、公正性及び合理性を担保するため、当社は、取締役会から独立した組織として独立委員会を設置し、かかる事項の評価・検討・審議を諮問することとし、当社取締役会はその勧告を最大限尊重するものとします。独立委員会の委員は5名以内とし、当社の経営陣から独立している社外取締役、社外監査役及び社外有識者を対象として選任するものとしています。また、本プランの根本的な要素として、当社株主に必要な情報を提供することを目的とし、大規模買付行為が行われた場合、これに応じるかどうかは最終的には当社株主の皆様の判断に委ねられております。以上により、本プランが当社役員の地位の維持を目的とするものではないことは明らかであると考えております。

本プランは株主の皆様の意思を最大限に尊重する仕組みとなっていること

本プランは以下の点において、当社株主の皆様の意思を最大限に尊重する仕組みとなっていると考えております。まず、本プランにおいて、当社取締役会は、対抗措置を発動することを決定した場合には、その是非について株主の皆様の意思を確認することといたします。また、本プランは、第29回定時株主総会における株主の皆様のご承認の下に改定更新され、本プランの廃止又は修正について、株主の皆様からいただくご承認の趣旨に反する本プランの修正は行いません。さらに、本プランは当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により廃止することができるものとされており、当社の株式を大量に買い付けた者が、当社株主総会で取締役を指名し、かかる取締役で構成される取締役会により本プランを廃止することが可能です。従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止することができない買収防衛策）ではありません。また、当社は期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

(5) 研究開発活動

当第2四半期連結累計期間における当社グループの研究開発費の総額は2億93百万円であります。

また、当第2四半期連結累計期間における研究開発活動のセグメントごとの状況は、次のとおりであります。

ソフトウェア事業（国内）

HTML5やクラウド連携サービスといった先進Web技術に対応したブラウザへの需要が高まる中、世界最小クラスのメモリ容量での安定動作やマルチプラットフォーム対応を実現する高性能・高機能のWebKitベースブラウザ「NetFront[®] Browser NX」等の研究開発に継続的に取り組むほか、スマートフォンと小型の位置情報機器（Beacon）間での情報通信機能を活用したマーケティングソリューション「ACCESS[™] Beacon Framework」の機能拡張等に取り組みました。

ソフトウェア事業（国内） 連結研究開発費 1億27百万円

ソフトウェア事業（海外）

グローバルでの開発連携の一環として、Beacon関連ソリューションの一部の開発を行いました。

ソフトウェア事業（海外） 連結研究開発費 2百万円

ネットワークソフト事業

サーバやストレージの仮想化が急速に進展する中、ネットワーク仮想化への取り組みとして、次世代クラウド基盤技術であるSDN（Software Defined Network）、更に先進的な技術テーマであるNFV（Network Function Virtualization）、及び通信事業者やデータセンタ事業者の柔軟かつ経済的なネットワーク仮想化への移行を支援する次世代スイッチ向けソリューションの研究開発を行いました。

ネットワークソフト事業 連結研究開発費 1億16百万円

フロントエンド事業

電子書籍関連の取り組みとして、端末からサーバシステムまでを包括的にサポートする電子出版プラットフォーム「PUBLUS[™]」シリーズの研究開発を行うほか、企業のコミュニケーションの迅速化、活性化、低コスト化を支援するクラウド連携サービス「JINSOKU.biz[™]」シリーズの開発を行いました。

フロントエンド事業 連結研究開発費 48百万円

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	91,500,000
計	91,500,000

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成26年7月31日)	提出日現在発行数(株) (平成26年9月5日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	39,203,100	39,203,100	東京証券取引所 (マザーズ)	単元株式数は100株であ ります。
計	39,203,100	39,203,100		

(注) 提出日現在発行数には、平成26年9月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成26年5月1日 ~平成26年7月31日		39,203,100		31,391,499		31,098

(6) 【大株主の状況】

平成26年7月31日現在

氏名または名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
株式会社NTTドコモ	東京都千代田区永田町2-11-1	4,546,800	11.60
NOMURA PB NOMINEES TK1 LIMITED (常任代理人 野村證券株式会社)	1 ANGEL LANE, LONDON, EC4R 3AB, UNITED KINGDOM (東京都中央区日本橋1-9-1)	2,582,400	6.59
DEUTSCHE BANK AG LONDON-PB NON-TREATY CLIENTS 613 (常任代理人 ドイツ証券株式会社)	TAUNUSANLAGE 12,D-60325 FRANKFURT AM MAIN,FEDERAL REPUBLIC OF GERMANY (東京都千代田区永田町2-11-1)	1,888,000	4.82
株式会社サン・クロレラ	京都府京都市下京区烏丸通五条下る大坂町369	1,470,000	3.75
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL (常任代理人 ゴールドマン・サックス証券株式会社)	133 FLEET STREET LONDON EC4A 2BB, UK (東京都港区六本木6-10-1)	1,429,124	3.65
MSIP CLIENT SECURITIES (常任代理人 モルガン・スタンレー MUFG証券株式会社)	25 CABOT SQUARE, CANARY WHARF, LONDON E14 4QA, U.K. (東京都千代田区大手町1-9-7)	1,201,444	3.06
BNYM SA/NV FOR BNYM CLIENT ACCOUNT MPCS JAPAN (常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行)	RUE MONTOYER 46 1000 BRUSSELS BELGIUM (東京都千代田区丸の内2-7-1)	836,694	2.13
資産管理サービス信託銀行株式会社 (信託E口)	東京都中央区晴海1-8-12	681,500	1.74
荒川 亨	東京都千代田区	600,000	1.53
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	東京都港区浜松町2-11-3	596,300	1.52
計		15,832,262	40.39

- (注) 1. 発行済株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下3位を四捨五入しております。
2. 上記大株主の資産管理サービス信託銀行株式会社は、従業員インセンティブ・プラン「株式給付信託(J-ESOP)」制度の信託財産を保有しております。
3. 上記大株主の荒川亨氏(前代表取締役会長兼最高経営責任者(CEO))は平成21年10月23日に逝去されましたが、平成26年7月31日現在、名義変更手続きが未了のため平成26年7月31日現在の株主名簿に基づき記載しております。
4. 平成26年4月18日付でタワー投資顧問株式会社より、当社株式に係る大量保有報告書の変更報告書(報告義務発生日 平成26年4月17日)が関東財務局長に提出されておりますが、当第2四半期会計期間末における実質所有株式数の確認ができておりませんので、上記大株主の状況に含めておりません。
- 当該変更報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	保有株券等の数(株)	株券等保有割合(%)
タワー投資顧問株式会社	5,982,200	15.26

平成26年5月27日付でタワー投資顧問株式会社より、当社株式に係る大量保有報告書の変更報告書(報告義務発生日 平成26年5月26日)が関東財務局長に提出されておりますが、当第2四半期会計期間末における実質所有株式数の確認ができておりませんので、上記大株主の状況に含めておりません。

当該変更報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	保有株券等の数(株)	株券等保有割合(%)
タワー投資顧問株式会社	6,402,200	16.33

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成26年7月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 1,100		
完全議決権株式(その他)	普通株式 39,200,700	392,007	
単元未満株式	普通株式 1,300		
発行済株式総数	39,203,100		
総株主の議決権		392,007	

(注) 1. 「完全議決権株式(その他)」欄には、従業員インセンティブ・プラン「株式給付信託(J-ESOP)」制度の信託財産として資産管理サービス信託銀行株式会社が保有している当社株式681,500株を含めて表示しております。

2. 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社保有の自己株式46株が含まれております。

【自己株式等】

平成26年7月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
株式会社ACCESS	東京都千代田区猿楽町 二丁目8番8号	1,100		1,100	0.00
計		1,100		1,100	0.00

(注) 上記のほか、四半期連結財務諸表において自己株式として認識している株式が681,500株あります。これは、前記「発行済株式」に記載の資産管理サービス信託銀行株式会社が保有している株式であり、会計処理上、当社と信託口は一体であると認識し、信託口が所有する株式を自己株式として計上していることによるものであります。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間(平成26年5月1日から平成26年7月31日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成26年2月1日から平成26年7月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成26年1月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成26年7月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	23,093,005	23,979,913
受取手形及び売掛金	3,869,151	2,161,799
有価証券	956,172	402,639
商品及び製品	38,608	102,355
仕掛品	73,009	172,032
繰延税金資産	4,857	9,473
その他	451,854	403,853
貸倒引当金	241,259	91,740
流動資産合計	28,245,400	27,140,327
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	3,532,691	3,517,867
減価償却累計額	1,159,161	1,214,045
建物及び構築物(純額)	2,373,530	2,303,821
土地	1,563,534	1,563,534
その他	2,039,593	1,978,166
減価償却累計額	1,866,608	1,848,491
その他(純額)	172,985	129,674
有形固定資産合計	4,110,049	3,997,030
無形固定資産		
その他	91,010	201,786
無形固定資産合計	91,010	201,786
投資その他の資産		
投資有価証券	637,566	669,261
長期性定期預金	2,000,000	2,000,000
繰延税金資産	243,181	229,260
その他	162,866	170,875
投資その他の資産合計	3,043,614	3,069,397
固定資産合計	7,244,675	7,268,214
資産合計	35,490,075	34,408,541

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成26年1月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成26年7月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	201,124	149,739
未払法人税等	342,995	306,012
賞与引当金	193,091	158,752
受注損失引当金	27,564	7,387
その他	1,325,249	1,176,647
流動負債合計	2,090,024	1,798,540
固定負債		
繰延税金負債	25,921	26,963
退職給付引当金	113,559	113,336
株式給付引当金	57,427	47,821
その他	55,385	60,337
固定負債合計	252,293	248,457
負債合計	2,342,317	2,046,998
純資産の部		
株主資本		
資本金	31,391,499	31,391,499
資本剰余金	8,431,093	8,431,101
利益剰余金	4,526,785	5,173,751
自己株式	404,718	403,271
株主資本合計	34,891,089	34,245,578
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	26,016	37,594
為替換算調整勘定	2,276,833	2,429,506
その他の包括利益累計額合計	2,250,816	2,391,911
新株予約権	507,485	507,876
純資産合計	33,147,758	32,361,543
負債純資産合計	35,490,075	34,408,541

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

	(単位：千円)	
	前第2四半期連結累計期間 (自平成25年2月1日 至平成25年7月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成26年2月1日 至平成26年7月31日)
売上高	5,640,221	3,164,001
売上原価	2,457,685	1,541,074
売上総利益	3,182,536	1,622,926
販売費及び一般管理費	2,572,657	2,174,531
営業利益又は営業損失()	609,878	551,604
営業外収益		
受取利息	29,214	27,600
投資事業組合運用益	8,543	10,905
為替差益	45,217	-
還付消費税等	43,709	449
その他	10,314	12,839
営業外収益合計	136,999	51,794
営業外費用		
支払利息	78	6
持分法による投資損失	9,993	37,503
為替差損	-	267
その他	72	2,296
営業外費用合計	10,144	40,073
経常利益又は経常損失()	736,734	539,883
特別利益		
新株予約権戻入益	48,409	-
その他	532	-
特別利益合計	48,941	-
特別損失		
特別退職金	88,677	30,313
その他	696	1,789
特別損失合計	89,374	32,102
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失()	696,300	571,986
法人税、住民税及び事業税	125,460	76,205
法人税等調整額	20,155	1,225
法人税等合計	145,615	74,980
少数株主損益調整前四半期純利益又は少数株主損益調整前四半期純損失()	550,685	646,966
四半期純利益又は四半期純損失()	550,685	646,966

【四半期連結包括利益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成25年2月1日 至平成25年7月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成26年2月1日 至平成26年7月31日)
少数株主損益調整前四半期純利益又は少数株主損益 調整前四半期純損失()	550,685	646,966
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	7,501	11,578
為替換算調整勘定	341,663	152,748
持分法適用会社に対する持分相当額	-	75
その他の包括利益合計	349,165	141,094
四半期包括利益	899,850	788,060
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	899,850	788,060
少数株主に係る四半期包括利益	-	-

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成25年2月1日 至平成25年7月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成26年2月1日 至平成26年7月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失()	696,300	571,986
減価償却費	187,996	163,298
持分法による投資損益(は益)	9,993	37,503
固定資産除却損	19	1,789
投資事業組合運用損益(は益)	8,543	10,905
貸倒引当金の増減額(は減少)	15,499	147,357
賞与引当金の増減額(は減少)	31,310	29,694
退職給付引当金の増減額(は減少)	845	221
受注損失引当金の増減額(は減少)	6,108	19,251
株式給付引当金の増減額(は減少)	821	8,151
受取利息及び受取配当金	29,215	32,391
支払利息	78	6
為替差損益(は益)	15,831	9,077
特別退職金	88,677	30,313
売上債権の増減額(は増加)	644,194	1,627,178
たな卸資産の増減額(は増加)	2,941	162,764
前払費用の増減額(は増加)	80,598	24,167
仕入債務の増減額(は減少)	74,187	34,150
未払金の増減額(は減少)	179,759	27,183
未払費用の増減額(は減少)	19,463	24,598
前受金の増減額(は減少)	35,695	2,564
未収消費税等の増減額(は増加)	32,480	47,034
その他	265,450	17,904
小計	1,715,677	739,017
利息及び配当金の受取額	29,028	33,137
利息の支払額	78	6
法人税等の支払額	82,011	73,341
特別退職金の支払額	101,577	39,467
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,561,039	659,340

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成25年2月1日 至平成25年7月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成26年2月1日 至平成26年7月31日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	727,270	487,970
定期預金の払戻による収入	483,727	614,046
有形固定資産の取得による支出	19,958	26,671
無形固定資産の取得による支出	1,302	168,414
投資有価証券の取得による支出	42,723	30,582
投資有価証券の売却による収入	532	-
関係会社株式の取得による支出	43,100	-
短期貸付金の回収による収入	-	14,700
長期貸付けによる支出	-	13,090
敷金保証金の払込による支出	2,601	702
敷金及び保証金の回収による収入	3,008	3,139
その他	3,476	60
投資活動によるキャッシュ・フロー	346,211	95,484
財務活動によるキャッシュ・フロー		
配当金の支払額	118	186
財務活動によるキャッシュ・フロー	118	186
現金及び現金同等物に係る換算差額	316,839	86,300
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	1,531,549	477,368
現金及び現金同等物の期首残高	22,176,963	23,306,162
現金及び現金同等物の四半期末残高	23,708,512	23,783,531

【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

当第2四半期連結累計期間 (自 平成26年2月1日 至 平成26年7月31日)	
(1) 連結の範囲の重要な変更	第1四半期連結会計期間において、パームソース・オーバーシーズは清算終了に伴い、連結の範囲より除外しております。 なお、変更後の連結子会社の数は10社であります。
(2) 持分法適用の範囲の重要な変更	該当事項はありません。

(追加情報)

(法人税率の変更等による影響)

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成26年法律第10号)が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する連結会計年度から復興特別法人税が課されないこととなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、平成27年2月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については、従来の37.8%から35.5%となりました。

なお、これによる当第2四半期連結累計期間の損益に与える影響は軽微であります。

(四半期連結損益計算書関係)

販売費及び一般管理費のうち、主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成25年2月1日 至 平成25年7月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成26年2月1日 至 平成26年7月31日)
給料及び手当	1,024,224千円	777,924千円
研究開発費	379,384千円	293,919千円
貸倒引当金繰入額	12,048千円	4,303千円
賞与引当金繰入額	45,417千円	42,418千円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成25年2月1日 至 平成25年7月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成26年2月1日 至 平成26年7月31日)
現金及び預金	24,277,956千円	23,979,913千円
有価証券 (マネー・マーケット・ファンド等)	336,949千円	402,639千円
預入期間が3ヶ月を超える 定期預金等	906,393千円	599,021千円
現金及び現金同等物	23,708,512千円	23,783,531千円

(株主資本等関係)

前第2四半期連結累計期間(自 平成25年2月1日 至 平成25年7月31日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間末後となるもの

該当事項はありません。

当第2四半期連結累計期間(自 平成26年2月1日 至 平成26年7月31日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間末後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第2四半期連結累計期間(自平成25年2月1日至平成25年7月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント				合計	調整額 (注)1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)2
	ソフト ウェア事業 (国内)	ソフト ウェア事業 (海外)	ネット ワーク ソフト事業	フロント エンド事業			
売上高							
外部顧客への 売上高	2,995,962	895,154	1,464,877	284,226	5,640,221		5,640,221
セグメント間の 内部売上高又は 振替高	4,759	180,936	24,074	1,954	211,725	211,725	
計	3,000,721	1,076,091	1,488,952	286,180	5,851,947	211,725	5,640,221
セグメント利益又は 損失()	1,305,762	162,466	198,417	328,397	616,480	6,601	609,878

(注) 1. セグメント利益又は損失()の調整額 6,601千円は、セグメント間取引消去であります。

2. セグメント利益又は損失()は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

当第2四半期連結累計期間(自平成26年2月1日至平成26年7月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント				合計	調整額 (注)1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)2
	ソフト ウェア事業 (国内)	ソフト ウェア事業 (海外)	ネット ワーク ソフト事業	フロント エンド事業			
売上高							
外部顧客への 売上高	1,184,293	730,483	817,875	431,348	3,164,001		3,164,001
セグメント間の 内部売上高又は 振替高	19,523	115,486		9,755	144,765	144,765	
計	1,203,817	845,970	817,875	441,104	3,308,766	144,765	3,164,001
セグメント利益又は 損失()	333,966	252,150	343,491	277,250	538,926	12,678	551,604

(注) 1. セグメント利益又は損失()の調整額 12,678千円は、セグメント間取引消去であります。

2. セグメント利益又は損失()は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成25年2月1日 至平成25年7月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成26年2月1日 至平成26年7月31日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額()額	14円30銭	16円80銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額又は四半期純損失金額() (千円)	550,685	646,966
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益金額又は四半期純損失金額()(千円)	550,685	646,966
普通株式の期中平均株式数(株)	38,518,000	38,519,308
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	14円24銭	-
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	161,873.72	-
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	-	-

- (注) 1. 当社は、平成25年8月1日を効力発生日として、普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額を算定しております。
2. 株式給付信託が所有する当社株式(前第2四半期連結会計期間末684,000株、当第2四半期連結会計期間末681,500株)については、四半期連結財務諸表において自己株式として会計処理しているため、前第2四半期連結累計期間及び当第2四半期連結累計期間の「期中平均株式数」は、当該株式の数を控除し算定しております。
3. 当第2四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成26年9月5日

株式会社ACCESS
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小 野 純 司 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 貝 塚 真 聡 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ACCESSの平成26年2月1日から平成27年1月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成26年5月1日から平成26年7月31日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成26年2月1日から平成26年7月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ACCESS及び連結子会社の平成26年7月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。